

倉吉市上下水道局告示第 25 号

下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 4 条第 6 項の規定において準用する同条第 1 項の規定により、倉吉市流域関連公共下水道に係る事業計画を変更するため、下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号)第 3 条の規定により、次のとおり告示する。

なお、事業計画案は、倉吉市上下水道局において一般の縦覧に供する。

事業計画案について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに倉吉市長に意見書を提出することができる。

令和 6 年 12 月 3 日

倉吉市長 広田 一恭

1 変更事項

追加する処理区域

海田東町字坂根平、巖城字下前屋敷、上余戸字大谷口、湊町字湊町、大谷字向野、福光字今倉田、字屋敷及び字城ノ前、中河原字道久橋及び字竹ヶ鼻、小鴨字宮ノ後、上古川字松ノ木、福山字宮ノ前通、関金町松河原字若林、関金町山口字前田

変更する区域

堺町二丁目

2 工事の着手年月日

昭和 52 年 3 月 1 日

3 工事の完成年月日

令和 11 年 3 月 31 日

4 縦覧期間

令和 6 年 12 月 3 日から令和 6 年 12 月 17 日まで

(倉吉市の休日を定める条例(平成元年倉吉市条例第 2 号)第 2 条に規定する市の休日を除く。)

5 縦覧場所

倉吉市上下水道局工務課内水対策係窓口(倉吉市役所本庁舎 2 階)